

松島監査第 18号  
令和5年11月7日

松島町長 櫻井 公一 殿

松島町監査委員 丹 野 和 男

松島町監査委員 後 藤 良 郎

令和5年度定期監査の結果について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和5年度の定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、次のとおり提出します。

## 1. 監査の対象

全課（所・局）

## 2. 監査の対象とした事項

- (1) 下水道事業合計残高試算表の調査（水道事業所のみ）
- (2) 令和5年度補助金交付状況（個人または世帯向け補助金は除く）

## 3. 監査期間

令和5年10月27日から11月6日まで

## 4. 監査の内容

- (1) 下水道事業合計残高試算表については、水道事業所長および担当職員から資料提出のあと説明を受けた。
- (2) 令和5年度補助金交付状況については、全課（所・局）に対し交付している補助金事業と補助金額を照会し、その中から監査委員が任意に抽出した補助金事業について関係資料の提出と説明を求めた。  
なお、下記記載事項に着目し調査を進めた。

### I. 支出対象及び支出金額について

- ①公益性のない事業または団体に補助金を交付していないか。
- ②補助金額の算出は、合理的な基準があるか。
- ③過年度における補助の効果を確認しているか。

### II. 支出方法の適法性、妥当性について

- ①補助金の交付時期は妥当か。
- ②補助金の交付条件は適切に付されているか。

### III. その他

- ①補助金交付規則以外に規則等はあるか。
- ②交付団体が、他団体等へ補助金を支出していないか。

## 5. 監査の結果

### (1) 下水道事業合計残高試算表の調査（水道事業所のみ）

#### ①監査内容

下水道事業の財政状況を表す貸借対照表（資産）と経営成績を記録する損益計算書（費用と収益）が記載されている合計残高試算表について調査した。

令和5年4月30日現在の合計残高試算表を監査対象とし、試算表に記載している金額の根拠ならびに算出方法について、水道事業所長から提出された資料をもとに担当職

員から説明を受けた。

## ②監査結果の概要

下水道事業は、本年4月1日に特別会計から企業会計に移行しており、合計残高は4月1日に138億1,803万8,514円だったものが、4月30日現在で137億2,018万5,083円となっている。

合計残高計算表は、保管している資産台帳等の資料を根拠とし正確に算出されていることから、その内容が適正であることを確認した。

## (2) 令和5年度補助金交付状況(個人または世帯向け補助金は除く)

①調査した補助金事業については、以下の表のとおり(8月30日現在)

課・班名	事業数	予算額	交付決定額	概算払額
総務課環境防災班	9	18,559千円	16,353千円	9,965千円
財務課税務班	1	861千円	0円	0円
企画調整課	3	1,084千円	1,084千円	964千円
町民福祉課福祉班	7	8,945千円	8,930千円	8,930千円
町民福祉課こども支援班	3	21,732千円	21,542千円	1,582千円
健康長寿課高齢者支援班	3	1,403千円	802千円	766千円
健康長寿課健康づくり班	2	290千円	290千円	290千円
産業観光課観光班	7	17,860千円	17,460千円	17,360千円
産業観光課産業振興班	23	76,834千円	72,859千円	69,509千円
建設課管理班	1	50千円	50千円	50千円
教育委員会教育課 中央公民館	2	1,570千円	1,559千円	1,559千円
教育委員会教育課 生涯学習班	12	771千円	711千円	611千円
計	73	149,959千円	141,640千円	111,586千円

## ②調査結果の概要

### I-①公益性について

各補助金については、地域住民の安心・安全や地域経済の振興に資するもので公益性のある補助金と認められる。

### I-②補助金額の算出の合理的な基準について

各補助金については、事業ごとに補助対象項目を設定し、被交付団体の見積に対し、一部補助金については上限や補助率を設定、予算の範囲内での補助金額を決定している。

なお、「松島温泉組合事業補助金」については、事業費5,740,926円に対し、補助金3,000,000円と補助率50%を超えていた。

### I-③過年度における補助の効果について

各補助金については、その多くは交付対象事業として継続されており、その事業実績に基づき補助金が交付されている。

#### II-①補助金の交付時期について

被交付団体からの申請に基づき、遅滞なく交付決定し、概算払い等が行われている。

#### II-②補助金の交付条件について

補助金交付決定にあたり、交付条件が付されている。

#### III-①補助金交付規則以外の規則等について

「松島町補助金等交付規則」の外、各事業補助金交付要綱が定められている。

#### III-②被交付団体から他団体等への補助金の支出について

被交付団体から他団体等への補助金の支出は確認できなかった。

#### ③結果のまとめ

交付にあたっては担当課が申請書類を精査したうえで交付しており、適正に処理されている。

補助金の交付状況については、予算額 149,959 千円に対し、141,640 千円が交付決定されており、その内 111,586 千円（78.8%）は概算払いされている。

## 6. 意見

補助金の交付にあたっては、総務省から行政指針が通達されており、その必要性、費用対効果、経費負担の在り方等について検証し、終期の設定や不断の見直しなどにより、整理合理化を推進することが望まれる。

また、民間の被交付団体には、事業意欲を減退させることなく、行政依存体質を助長しないよう、指導・誘導することが望まれる。

## 7. 指摘事項

なし